

二宮町手数料条例一部改正の概要

【経緯】

消防本部所管する「危険物規制事務手数料」の規定する「別表第2」

H29年9月二宮町手数料条例別表第2の全部改正

H30年3月二宮町手数料条例別表第2の一部改正

特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査、保安検査に関する事務手数料の更新に伴う改正しました。

R11年9月二宮町手数料条例別表第2の一部改正

特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可に関する事務手数料の更新に伴う改正するものです。

区分		現行 手数料	改訂 手数料	増減
設置 の 許可	1万kl以上 5万kl未満	158万円	159万円	1万円
	5万kl以上 10万kl未満	194万円	195万円	1万円
	10万kl以上 20万kl未満	226万円	227万円	1万円

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所規模
※屋外タンクの大きさに対する1例

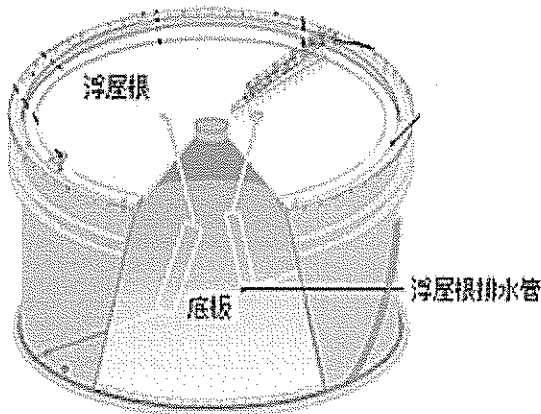
1万kl 内径29m×高さ18m

危険物施設資料

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

(二宮町内 現有数0施設)

※ 特定屋外タンク貯蔵所のうち、タンク天板が貯蔵している危険物液面に浮いており、液面とともに上下するタンクで危険物を貯蔵する施設



浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

(二宮町内 現有数0施設)

※ 特定屋外タンク貯蔵所のうち、固定式屋根で覆われているタンク内部の危険物液面に浮き蓋が浮いており、液面とともに浮き蓋が上下するタンクにおいて危険物を貯蔵する施設

